

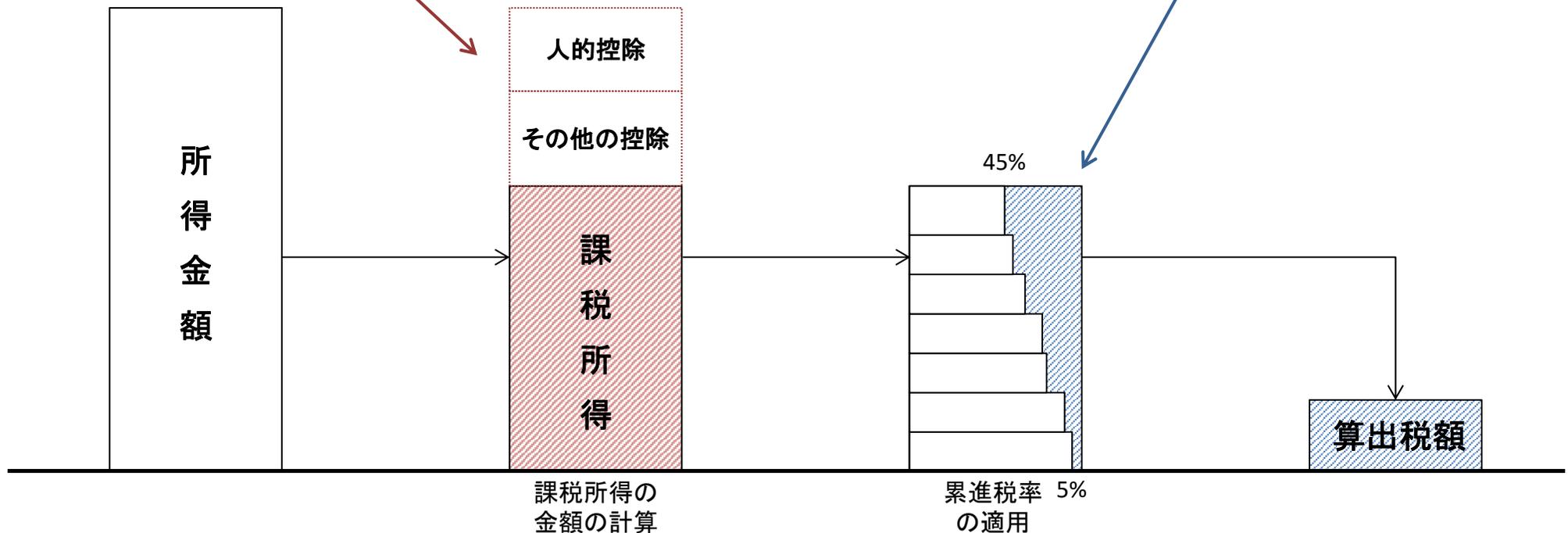
個人所得課税の見直し (所得税関係)

所得税における税負担の調整

◎ 所得税負担の累進性は、主に「控除のあり方」と「税率構造」の組み合わせによって実現。

- ◎ 「課税所得」を担税力の指標として位置付け、その計算の過程で、家族構成や収入等の納税者が置かれた事情の斟酌やその他の政策的な配慮を行うために各種の所得控除を適用。
⇒ 同じ「課税所得」を有する者に同じ税負担を求めるという考え方(どのような者に同じ税負担を求めるのか分かりやすい)。
- ◎ 所得控除の適用により、課税最低限が画されることとなり、一定の所得金額までは負担を求めないという役割。

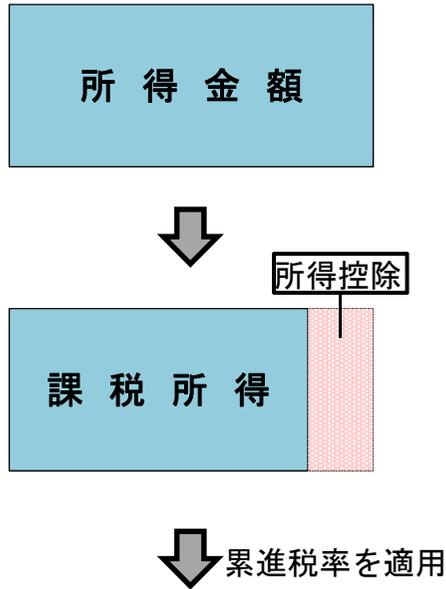
- ◎ その上で、「課税所得」に対して累進税率を適用することで累進的な税負担を実現。
(現行: 5%~45%の7段階)
- ◎ 所得控除の適用は、同じ税率が適用されるブラケットの中での税負担の累進性を確保する役割も果たしている。



所得控除方式に代わる諸外国の制度(例)

所得控除 (日本)

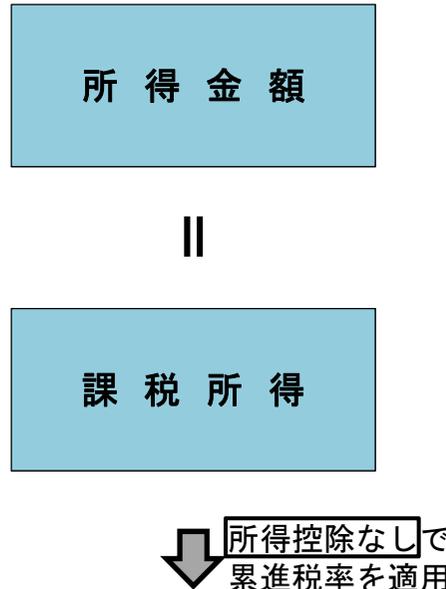
所得金額から控除を行うことで一定金額までの所得について税負担を求めないこととする方式



高所得者ほど大

①ゼロ税率 (ドイツ・フランス)

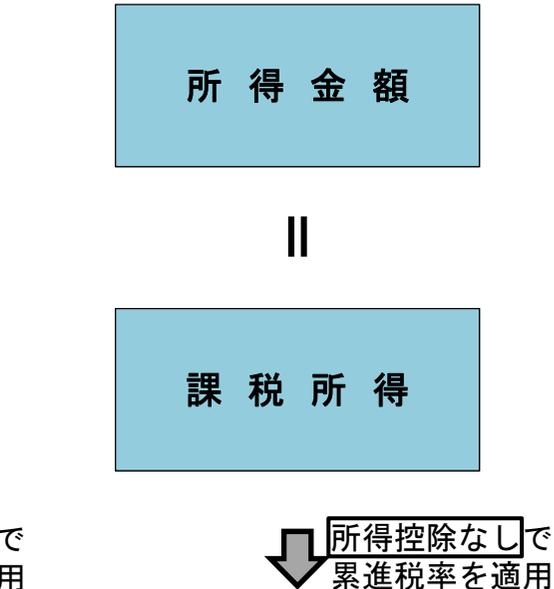
課税所得の一部にゼロ税率を適用することにより税負担を求めないこととする方式



所得水準によらず一定

②税額控除 (カナダ)

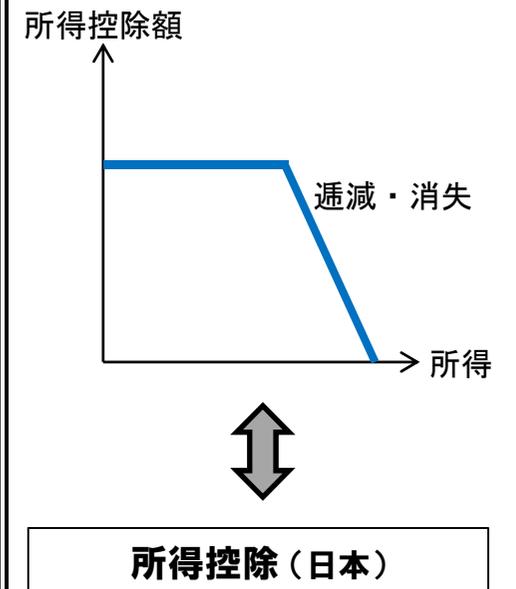
一定の所得金額に最低税率を乗じた金額を税額から控除することにより税負担を軽減する方式



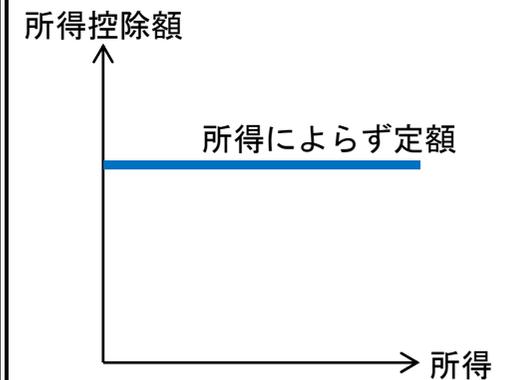
所得水準によらず一定

③所得控除 (アメリカ・イギリス)

所得控除額に一定の上限を設け所得の増加に応じて控除額を逡減・消失させる方式



所得控除 (日本)



各方式の考え方と論点

所得控除方式 (現行)

- 所得金額によらず、一定の金額を所得金額から控除。
- 所得金額から所得控除額を差し引いた「課税所得」を担税力の指標(物差し)として位置づけ、同じ「課税所得」に同じ税負担を求める仕組み。どのような者に同じ税負担を求めるのかが分かりやすい。
- 所得控除の存在は、累進税率の下で、税負担の累進性を高める効果を持つ。
- 税負担軽減効果は金額ベースでは高所得者ほど大きいが、割合ベースでは高所得者ほど減少。

税額控除方式 ゼロ税率方式

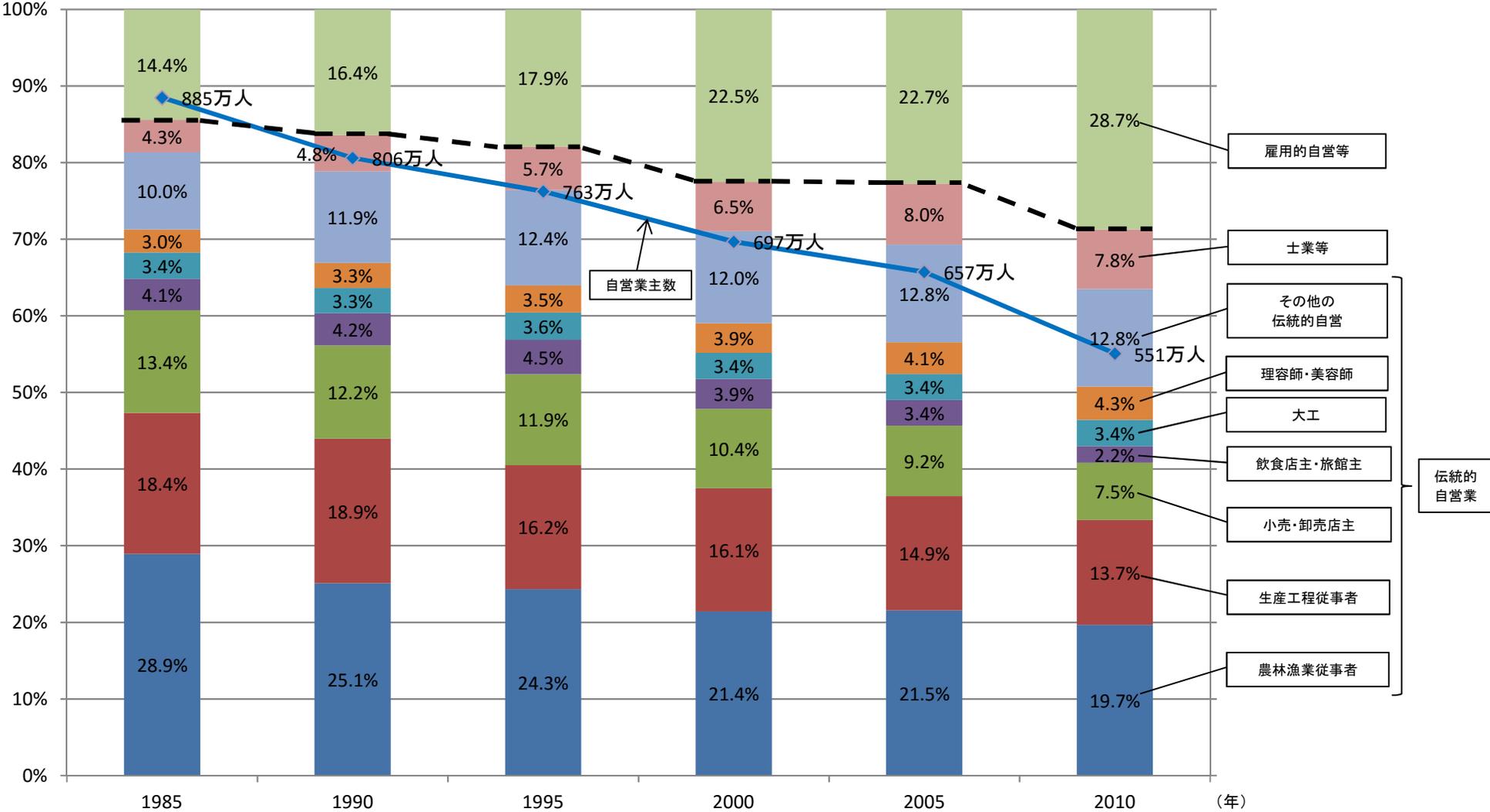
- 所得金額によらず、一定の金額を所得税額から控除。
- 所得再分配機能を大きく高める観点から、税負担軽減効果は、金額ベースで一定であるべきとの考え方に基づく仕組み。
- 所得再分配機能は、所得控除方式より高い。

逡減・消失型の 所得控除方式

- 高所得者に対して、所得控除額を逡減・消失。
- 担税力の減殺を調整する必要性や所得再分配機能の回復の観点から、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないかとの考え方に基づき、現行の所得控除方式を修正。
- 所得再分配機能は、現行の所得控除方式より高い。

働き方の多様化について ～職種別自営業主数及び構成比の推移～

○ 自営業主を職種別で見ると、農林漁業従事者、生産工程従事者、小売・卸売店主といった「伝統的自営業」の割合が減少する一方、 建築技術者、SE、保険代理人・外交員などの労働者に近い「雇用的自営業」の割合が増加している。



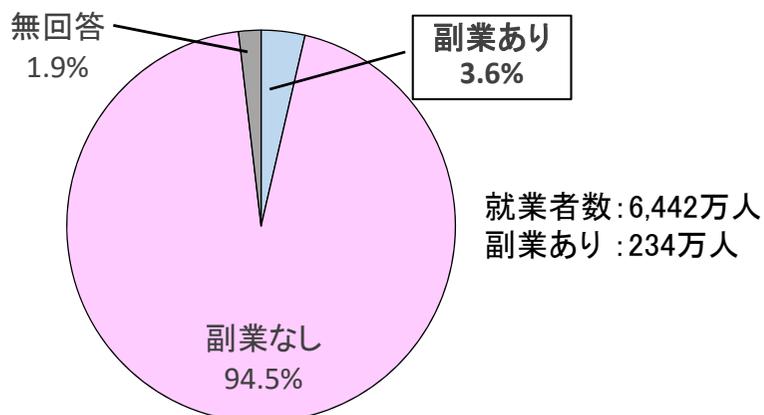
(出典) 総務省「国勢調査」

(備考) 「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいい、「士業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいい、「雇用的自営業等」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。この区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。

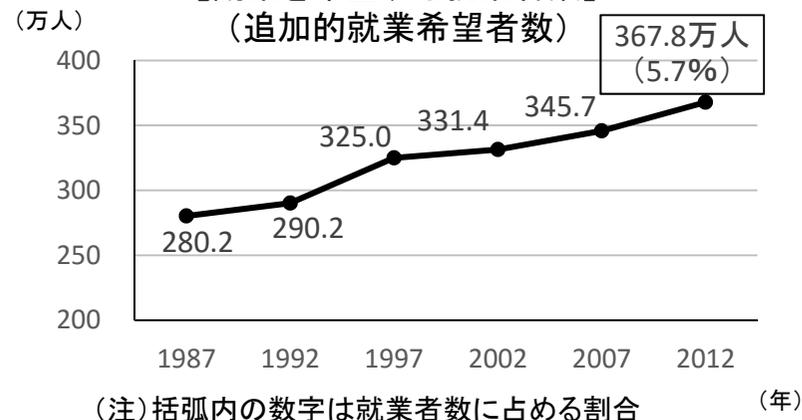
兼業・副業の現状

- 「平成24年就業構造基本調査（総務省）」によれば、全就業者6,442万人のうち、副業をしている者は234万人程度（全就業者の3.6%）。
- 同調査によれば、現在就業している者のうち、「現在就いている仕事を続けながら、他の仕事もしたいと思っている者」（追加的就業希望者）は368万人程度おり、年々増加傾向にある。
- また、副業の従業上の地位の内訳をみると、「雇用者」が半数を占めるものの、「自営業者」も3割以上となっている。

【就業者の兼業・副業の有無】



【副業を希望する就業者数】

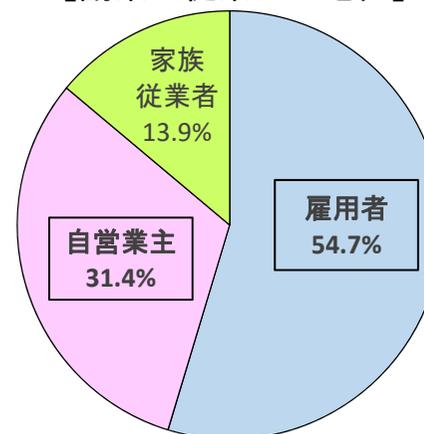


【働き方改革実行計画（抄）】

（平成29年3月 働き方改革実現会議決定）

- ✓ 副業・兼業を希望する方は、近年増加している一方で、これを認める企業は少ない。労働者の健康確保に留意しつつ、原則副業・兼業を認める方向で、副業・兼業の普及促進を図る。

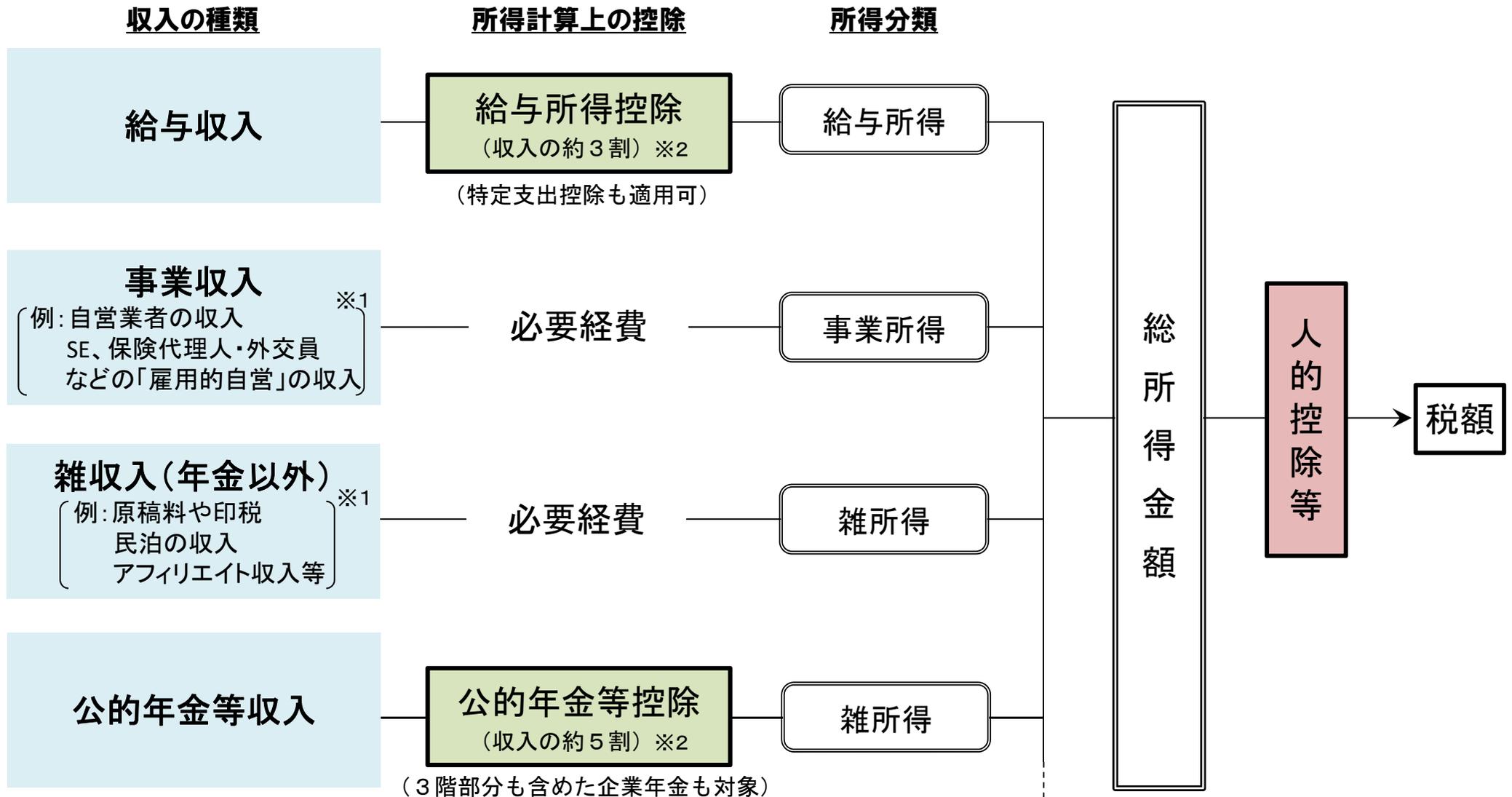
【副業の従業上の地位】



（出典）総務省「就業構造基本調査」

所得計算の方法

○ 給与や年金には収入類型に応じた特別の「所得計算上の控除」が存在しており、働き方や収入の稼得形態によって所得計算の方法が異なっている。

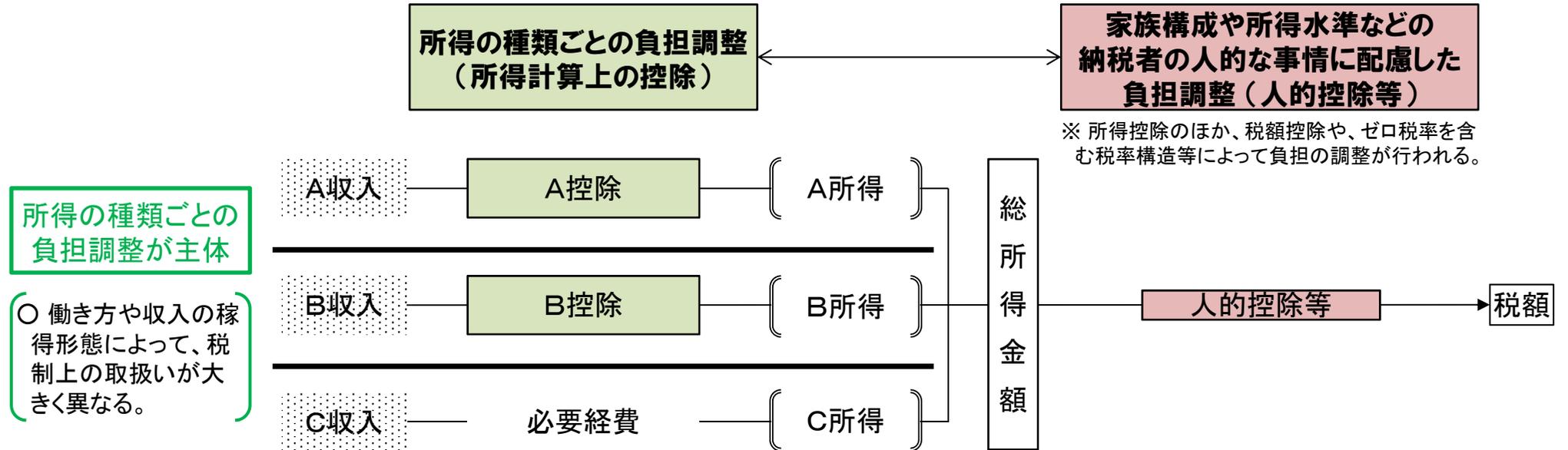


(※1) 上記の例示はあくまで一般的な職種を示したものであり、実際の所得区分は異なりうることに留意。

(※2) 各控除の総額を給与収入又は公的年金等収入の総額で除したものであり、個々の納税者に適用される控除割合とは異なる。

税負担の調整のあり方(イメージ)

- 税負担の調整に当たっては、
 - ・ 各類型の所得の合算前に、働き方等に応じた所得の種類ごとの負担調整(所得計算上の控除)を行うことが主体となる場合と、
 - ・ 合算後に、所得の種類と関係なく、家族構成などの人的な事情に配慮した負担調整(人的控除等)を行うことが主体となる場合が存在。

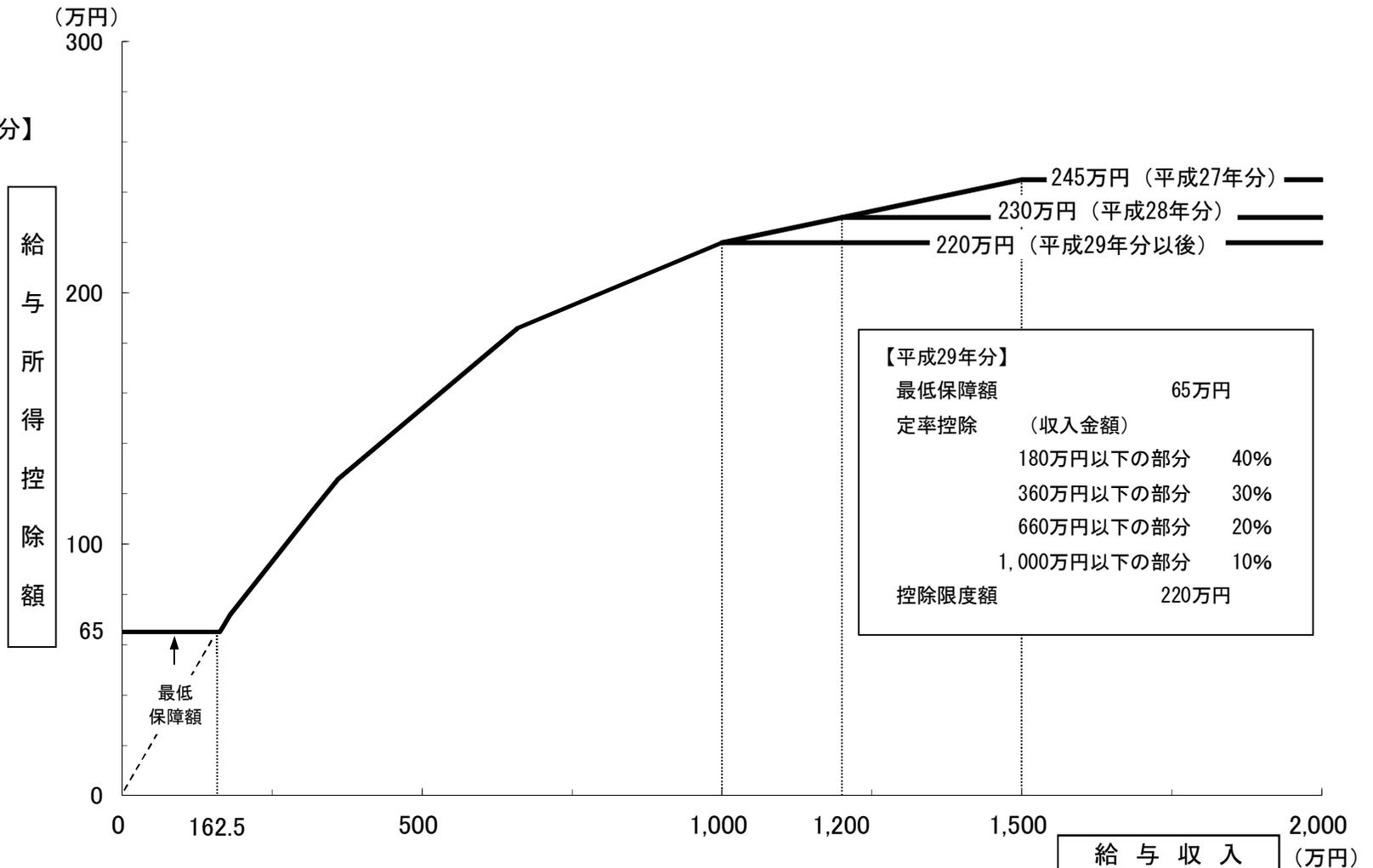


給与所得控除制度の概要

- 給与所得については、概算控除として給与所得控除の適用がある。
- 控除額は給与収入に応じて逡増（給与収入1,000万円以上で上限220万円）。

○ 給与所得控除額の例【平成29年分】

給与収入金額	給与所得控除
～162.5万円	65万円
300万円	108万円
500万円	154万円
800万円	200万円
1,000万円～	220万円



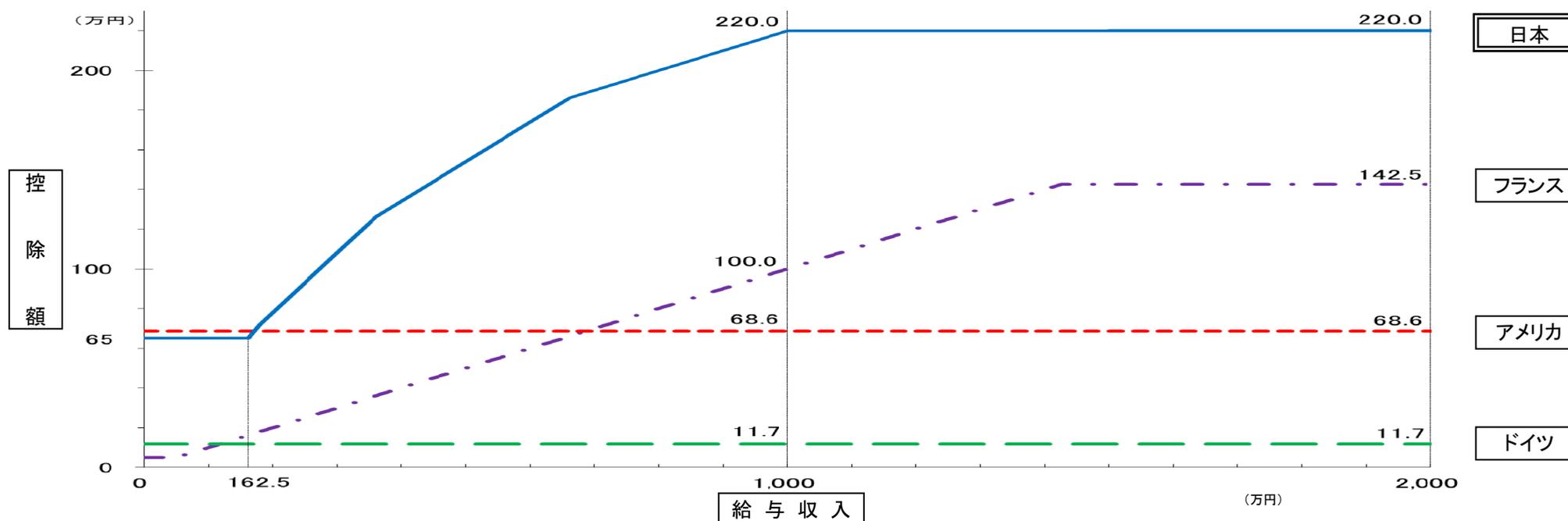
(参考) 給与総額は約216兆円、給与所得控除総額は約63兆円、給与総額に対する給与所得控除総額の割合は約29%である(「平成28年度市町村税課税状況等の調」(総務省))。

給与所得者を対象とした概算控除の国際比較

(2017年1月現在)

○ 主要国の給与所得者を対象とした概算控除の水準は、わが国に比較して低く、また、定額制又は上限が設定されている。

	日 本	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス	(参考)ア メ リ カ
概 算 控 除	給与所得控除(定率・上限あり) 給与収入に応じ、4段階の 控除率(40%~10%)を適用 最低保障額 65万円 上限 220万円	なし (注1)	被用者概算控除(定額) (注2) 1,000ユーロ(11.7万円) ※給与所得者に限る。	必要経費概算控除 (定率・上限あり) (注2) 給与収入(社会保険料控除後) の10% 最低 426ユーロ(5.0万円) 上限 12,183ユーロ(142.5万円) ※給与所得者に限る。	概算控除(定額) (注2) 6,350ドル(68.6万円) ※給与所得者に限らない。ま た、給与所得控除だけ ではなく、医療費控除や寄附 金控除等の各種所得控除 を含む性格の概算控除。



(注1) イギリスでは、給与所得者を対象とした概算控除制度は設けられていない。一方で、職務上の旅費等について、実額控除が認められている。

(注2) ドイツ・フランス・アメリカでは、概算控除制度と実額控除制度との選択制とされている(上記の概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない)。

(注3) 上記のグラフは、日本は給与所得控除額、ドイツは被用者概算控除額、フランスは必要経費概算控除額、アメリカは概算控除額を記載している。

(注4) グラフ中の数値は、給与収入 1,000 万円及び 2,000 万円の場合の各国の控除額である。

(注5) 邦貨換算レートは、1ドル=108円、1ユーロ=117円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

勤労者世帯の年間収入5分位階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調

- 給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される平均年間支出額は全体で25.2万円。年間収入最上位の平均年間支出額は39.8万円。
- 収入に占める支出の割合は、過去、4～10%程度。

この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される支出品目を幅広く抜き出し、その年間支出額を調べたものである(支出品目は従来から同一のものを使用している。)
したがって、実際には、給与所得者の勤務とは関係がない支出も含まれていることがあろうし、また、むしろ家事上の支出とみるべきものもあることに留意する必要がある。

平成28年

年間収入5分位階級	年間収入額 (A)	年 間 支 出 額								(B) / (A)
		衣料品	身の回り品	理容・洗濯	文具	新聞・書籍	こづかい	つきあい費	計(B)	
万円	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	%
I (~ 449)	3,544	8,604	6,433	6,170	976	25,468	80,990	3,618	132,259	3.7
II (~ 582)	4,743	13,392	8,330	7,512	1,518	30,771	120,020	6,636	188,179	4.0
III (~ 722)	5,923	19,744	12,460	10,158	1,737	36,621	148,336	10,205	239,261	4.0
IV (~ 903)	7,111	25,010	14,404	13,051	1,597	44,649	186,526	15,602	300,839	4.2
V (903 ~)	10,297	40,183	20,053	20,807	2,218	59,101	233,058	22,646	398,066	3.9
平 均	6,324	21,387	12,336	11,539	1,609	39,321	153,786	11,741	251,719	4.0

(出所)総務省統計局「家計調査(二人以上の世帯)」(年間収入五分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格)

(注1)年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

(注2)年間支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。

	昭和48年	60年	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
収入に占める勤務関係経費の割合(平均)	11.3 %	9.2 %	5.3 %	5.0 %	4.8 %	4.7 %	4.4 %	4.2%	4.0%
平均年間支出額	22.5 万円	46.8 万円	32.9 万円	30.6 万円	29.6 万円	29.6 万円	27.5 万円	26.4万円	25.2万円
年間収入最上位の平均年間支出額	37.2 万円	68.3 万円	53.8 万円	49.3 万円	47.3 万円	48.5 万円	41.9 万円	40.5万円	39.8万円

(出所)総務省統計局「家計調査(二人以上の世帯)」(年間収入五分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格)

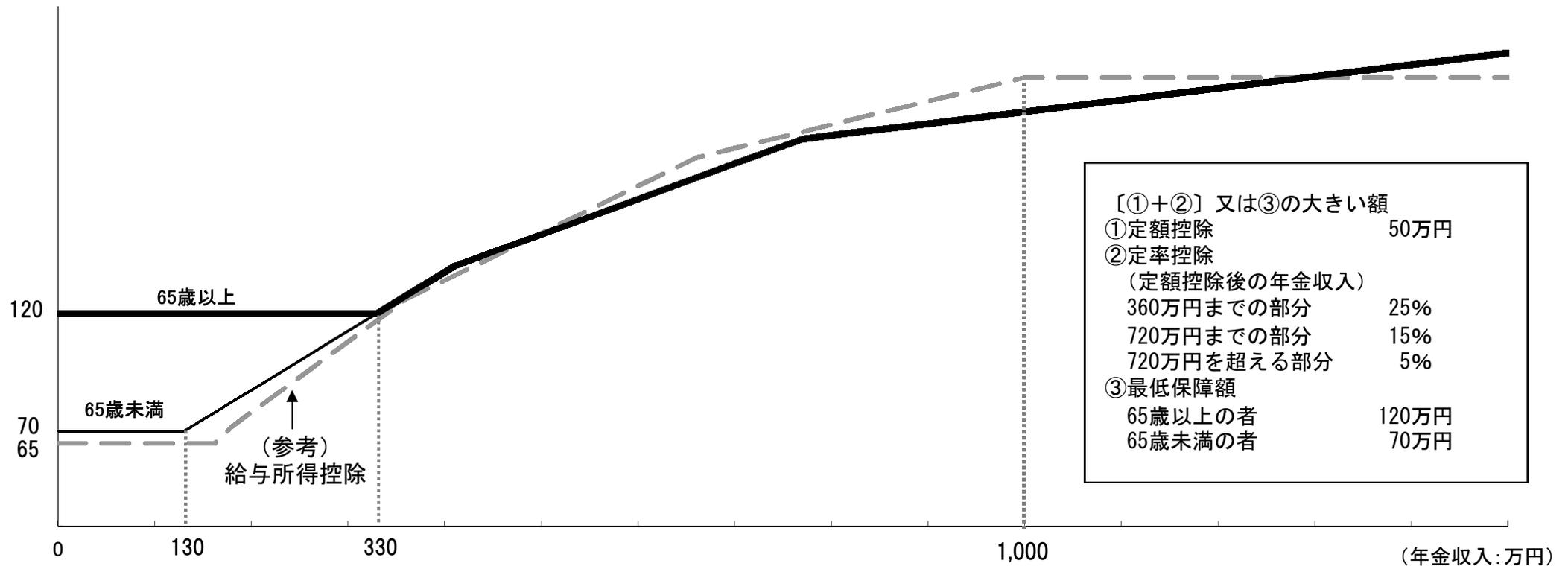
(注1)年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

(注2)年間支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。

公的年金等控除制度の概要

- 対象とされる公的年金等の範囲（次の制度に基づく年金）
 - ・ 国民年金
 - ・ 厚生年金
 - ・ 厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金 等

(控除額:万円)



[モデル年金額] 187.8万円
(平成28年度)

[課税最低限] ○年金受給者(夫婦世帯): 208.0万円
(現行) (参考) 給与所得者(夫婦世帯): 168.8万円

(注1) モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額(26年度物価スライド実施後)である。
 (注2) 年金受給者の課税最低限は、本人は65歳以上の者、配偶者は70歳未満の者で構成する夫婦世帯のものである。

主要国における公的年金税制

(2017年1月現在)

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	
制度類型		E E T	T E T	T E T	E E T	E E T	
拠出段階	事業所得者	全額控除	控除あり (1/2)	控除なし	控除あり (限度額あり) ^(注3)	全額控除	
	給与所得者	本人負担分	全額控除	控除なし	控除なし	控除あり (限度額あり) ^(注3)	全額控除
		事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入
		被用者の給与課税	なし	なし	なし	なし	なし
運用段階		非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	
給付段階		一部課税 ^(注1)	一部課税 ^(注2)	課税	課税 ^(注4)	課税 ^(注5)	

(注1) 給付段階において課税となる公的年金等については、その所得の計算上、公的年金等控除の適用がある。

(注2) 給付額の一定部分が課税対象となる(給付額の50%にその他の所得を加えた暫定所得額が、\$25,000から\$34,000の場合(単独申告の場合)は、㉞給付の50%、㉟\$25,000を超える暫定所得の50%のうち少ない金額(※)が課税対象。暫定所得額が\$34,000を超える場合は、㉟給付の85%、㊱「\$34,000を超える暫定所得の85%+(※)で計算された額又は\$4,500のうち少ない金額」、のうち少ない方の金額が課税対象。担税力減殺及び二重課税への配慮のためとされている)。

(注3) 年金保険料の一定部分及び疾病保険、介護保険等の社会保険制度に対する社会保険料と生命保険料の合計額に対する実額控除(ただし、限度額あり。また、給与所得者は実額控除に代えて概算控除を選択することもできる)。年金保険料の控除割合は、実額控除の場合、2013年に76%で設定され、以降毎年2%ずつ引き上げられて2017年に84%、概算控除の場合、2010年に40%で設定され、以降毎年4%ずつ引き上げられて2017年に68%となっており、いずれも2025年に100%となる予定。

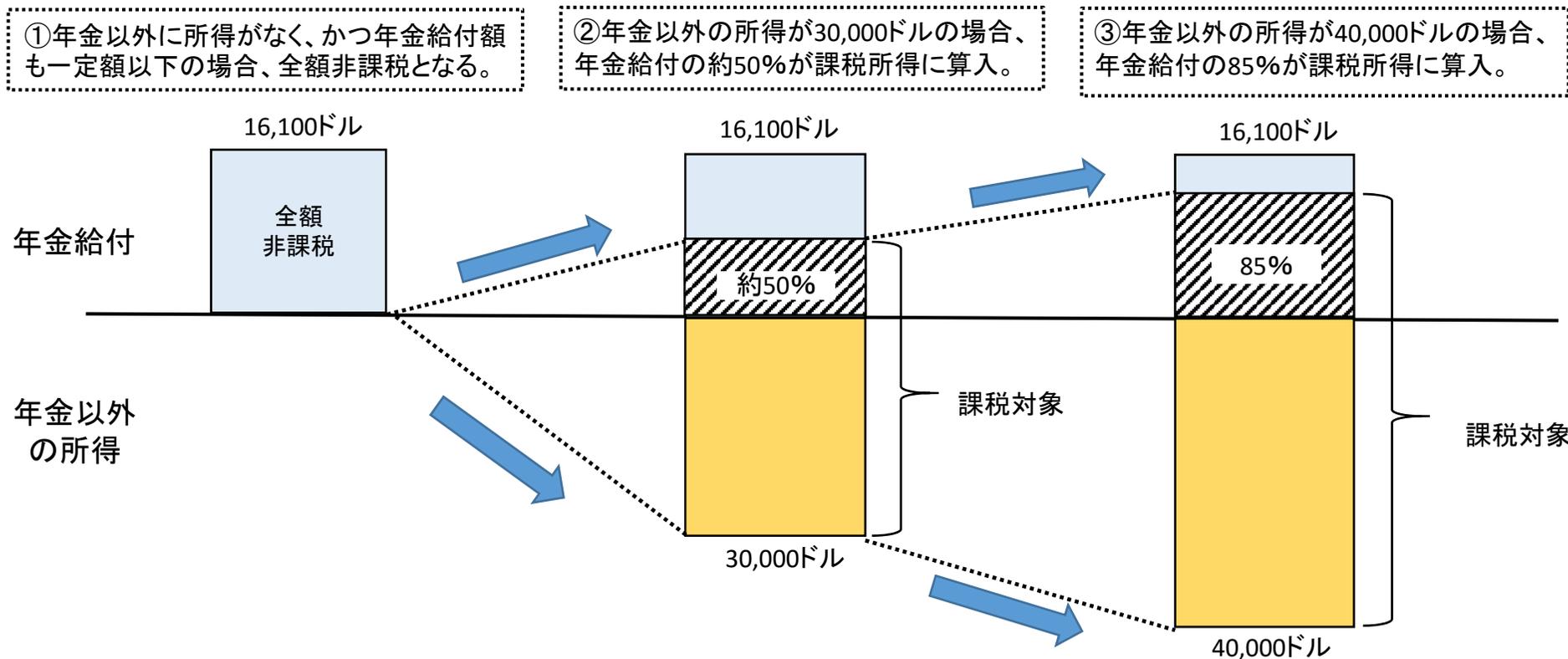
(注4) 受給が開始された年度に応じて、給付額の一定部分が課税対象となる(受給開始が2005年以前の納税者は課税対象となる割合が50%、2006年以降の納税者は50%から毎年上昇(2017年は74%、2040年に100%となる予定))。また、当該部分について、他の一定の年金給付の課税対象部分と併せて、年102ユーロの控除が認められる。

(注5) 年金額に対する10%の控除(各世帯構成員一人あたり最低控除額379ユーロ、世帯あたり控除限度額3,715ユーロ)が認められる。

アメリカの公的年金等控除の仕組み(イメージ)

- アメリカの公的年金課税は、公的年金の給付額と、公的年金以外の所得額の多寡に応じて、年金給付額に対する控除割合が決定される仕組みとなっている^(注1)。(拠出段階で社会保険料が控除されないため、給付段階で控除)
- 仮に、同額の年金を受給する納税者であれば、年金以外の所得額が大きくなるにしたがって課税対象に算入される年金給付額の割合は増加し、最大85%まで課税対象となりうる。

【 年間の年金給付額が16,100ドル^(注2)の納税者の例 】



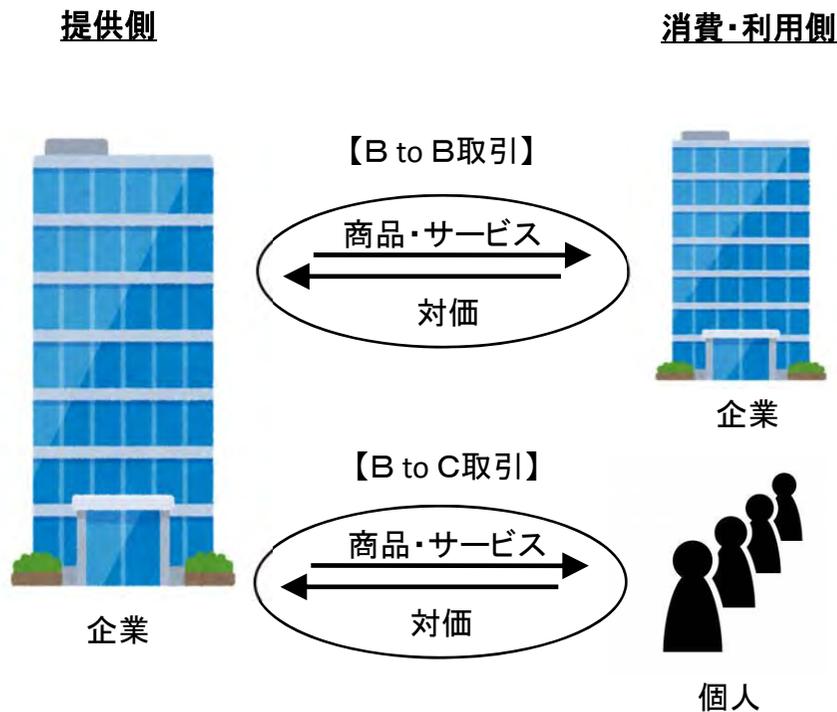
(注1) アメリカの公的年金課税の具体的な計算方法は、給付額の50%にその他の所得を加えた暫定所得額が、\$25,000から\$34,000の場合(単独申告の場合)は、㊦給付の50%、㊧\$25,000を超える暫定所得の50%、のうち少ない金額(※)が課税対象。暫定所得額が\$34,000を超える場合は、㊨給付の85%、㊩「\$34,000を超える暫定所得の85%+(※)で計算された額又は\$4,500のうち少ない金額」、のうち少ない金額が課税対象となる。

(注2) 2015年における、米国の老齢年金受給資格者のうち、配偶者や子を除く本人の平均月間受給額約1,342ドル(米国社会保障局“Annual Statistical Supplement,2016”による)から算出。

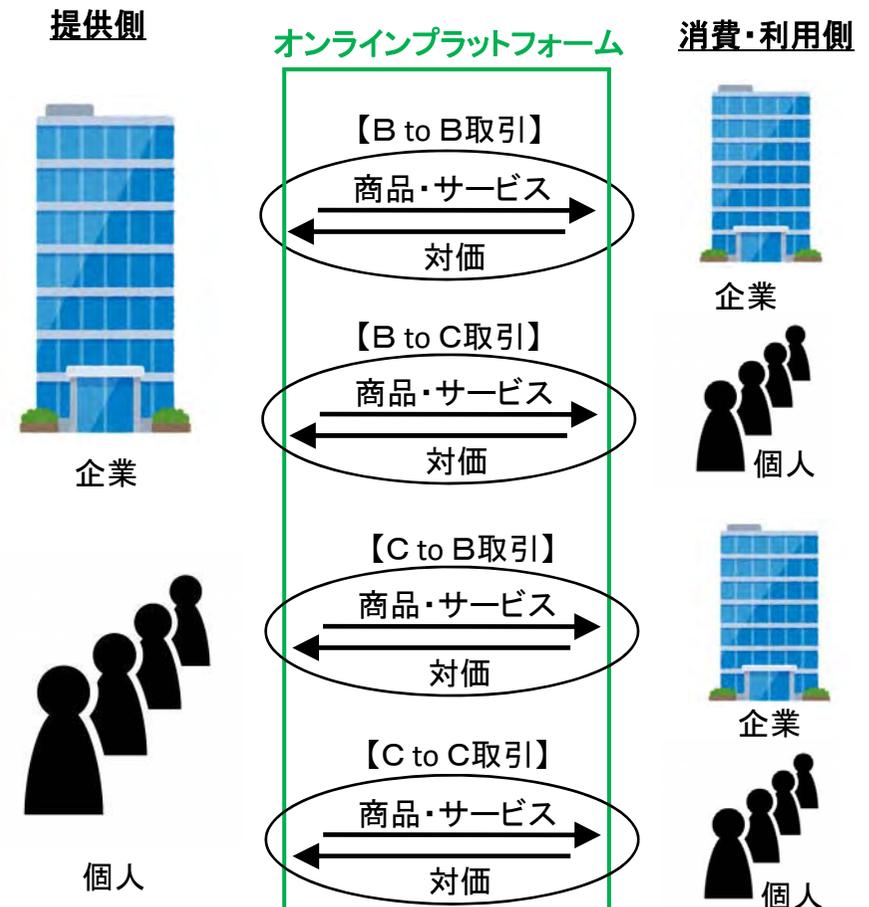
経済社会のICT化と取引形態の変化

- 従来型のビジネスにおいては、基本的に商品やサービスの「提供側」と「消費・利用側」が区分され、本業として資本を投下した「企業」が商品やサービスの「提供側」を担うケースが多かった(B to B取引、B to C取引)
- 他方、近年、経済社会のICT化に伴い、商品やサービスの「提供側」と「消費・利用側」を結びつけるオンラインプラットフォームが発展。本業として資本を投下していない(当該商品やサービスの提供についてプロではない)「個人」も、「提供側」を担うケースが増加(C to B、C to C取引)。個人にとって、収入の稼得方法が多様化している。

【従来型のビジネス】

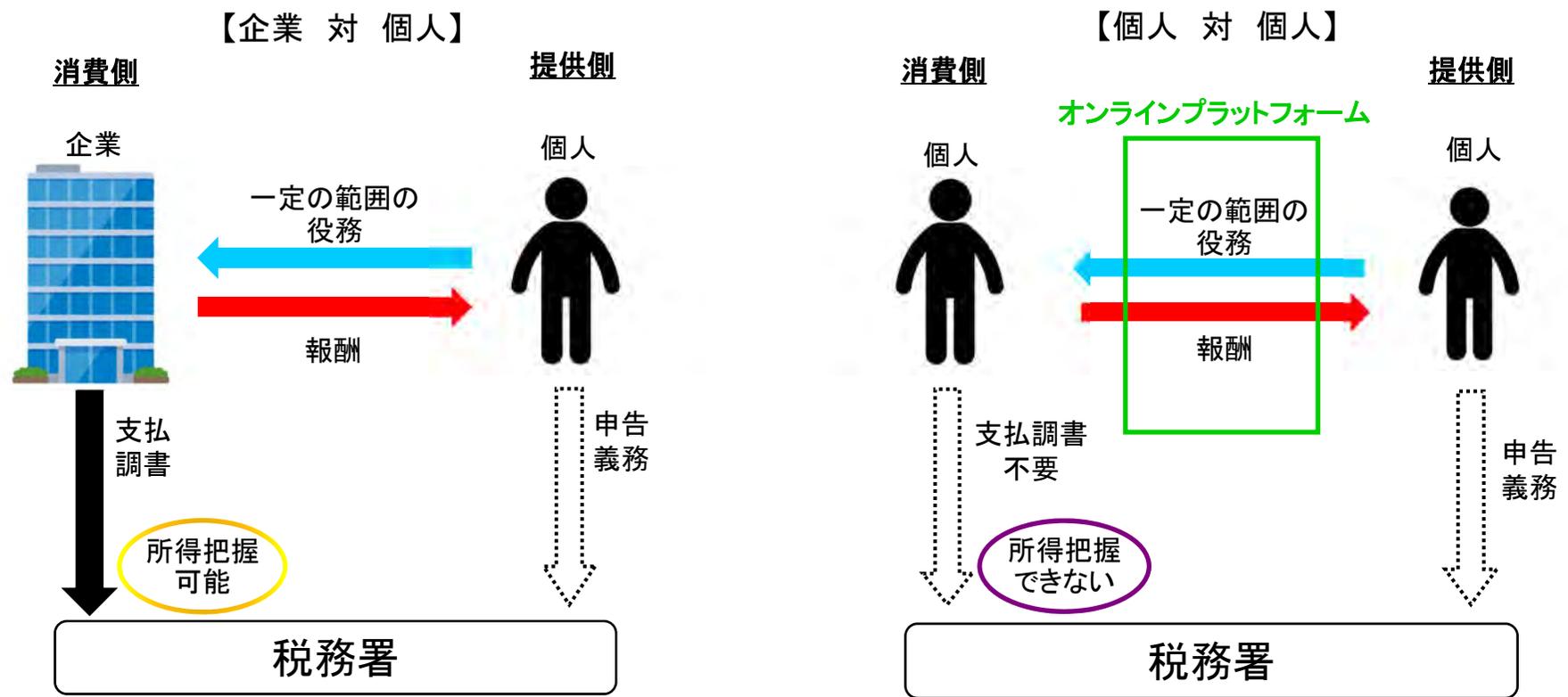


【プラットフォームビジネス】



経済社会のICT化と所得把握

- 企業(B)が、一定の役務提供等に関する仕事(例:ウェブサイトのデザイン等)を個人(C)に発注し、報酬を支払う場合、当該企業は、当該報酬について、支払調書を税務署に提出する必要。
- 他方、個人(事業主)(C)が、同様の仕事を個人(C)に発注し、報酬を支払う場合には、当該報酬について支払調書を税務署に提出する必要は原則^(注)ない。経済社会のICT化の進展に伴い、電子的プラットフォームを經由した個人対個人(C to C)取引が拡大するにつれて、こうした所得の把握が困難となる。
- また、ICT化が進んだ経済社会における取引全般の特徴として、①市場参加者の匿名性が高く、②1対1ではなく多数対多数のマッチング市場であり、③消費者と提供者の直接の取引関係である、ことが挙げられる。これらの特徴により、いつ、誰が、どこで取引を行ったのか、把握が困難である。



(注) 当該個人事業主が従業員を雇用し、給与を支払っている場合等については、調書の提出が必要。

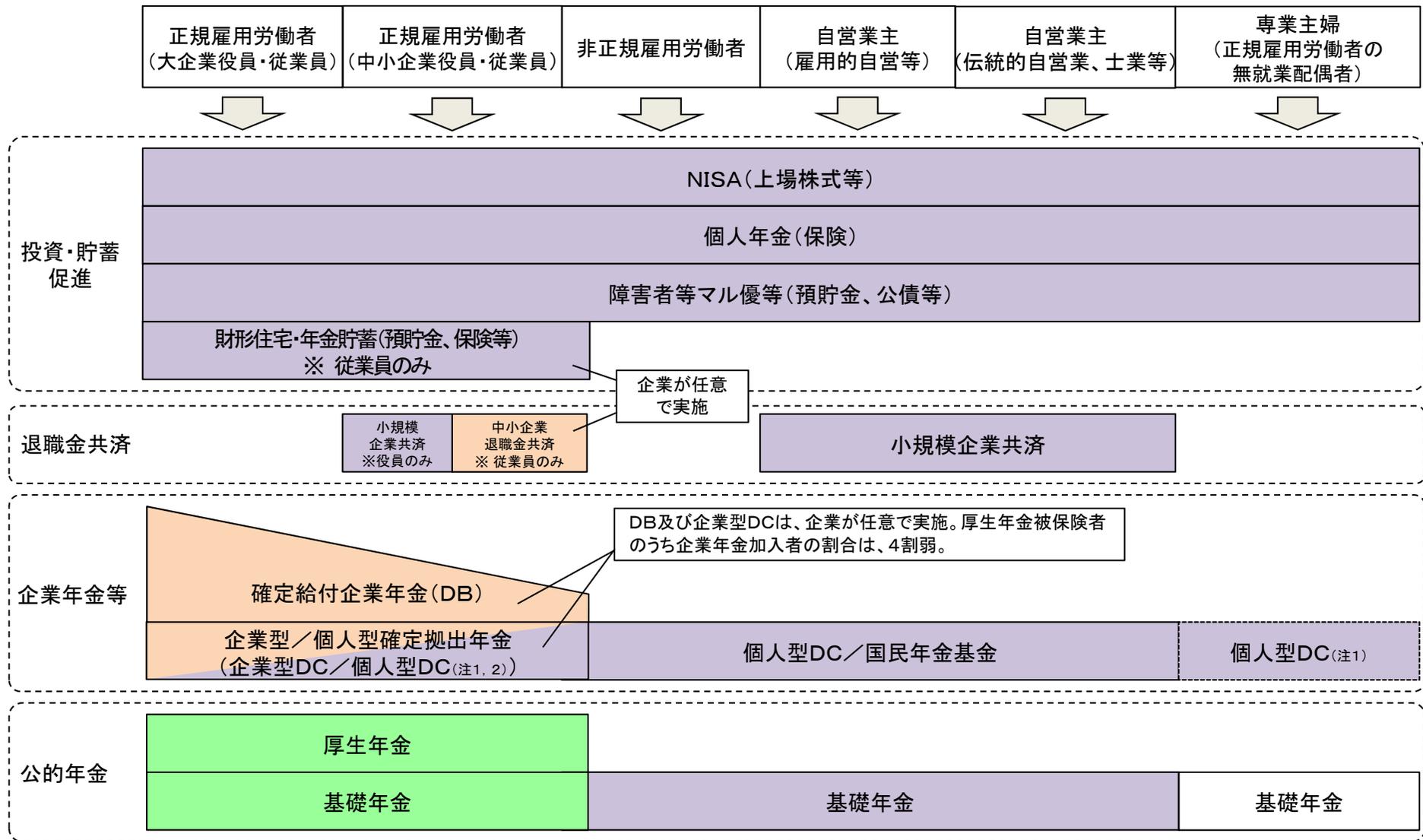
制度の信頼性向上に向けた取り組み（情報提供の仕組み）の各国比較

- 近年、経済活動におけるICTの利用拡大に伴い、経済活動や決済手段の多様化・グローバル化も進展しつつある。
- そのような中、適正公平な課税を実現するため、各国の税務当局は様々な方法により、必要な情報を収集できるような制度的な対応を進めている。

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
第三者からの 法定調書	銀行等の決済機関及び第三者決済機関を対象とした、売上等情報申告制度	— (注)	—	インターネット上のプラットフォーム事業者に対し、プラットフォーム利用者の収入等の情報に関する法定調書の提出を義務化(2020年から)
税務当局の情報 提供要請権限	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能

(注) HMRC(国税当局)は、決済業者等の法令で定められた第三者(データ保持者)に対し、不特定多数の納税者に関する一定のデータの提供を要請することが可能となっており、運用上、定期的に要請を行っている。

老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援措置の現状(イメージ)



(凡例)老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	----------------	---------------	--------

(注1)平成28年の確定拠出年金法改正により、企業年金加入者、公務員等共済加入者、第3号被保険者について個人型DCへ加入できることとされた(平成29年1月1日施行)。

(注2)平成28年の確定拠出年金法改正により、企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)については、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主が追加拠出を行えることとされた(施行日は改正法の公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日とされている。)

退職所得の課税方式

○他の所得と区分して次により分離課税

・ (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (注) = 退職所得の金額

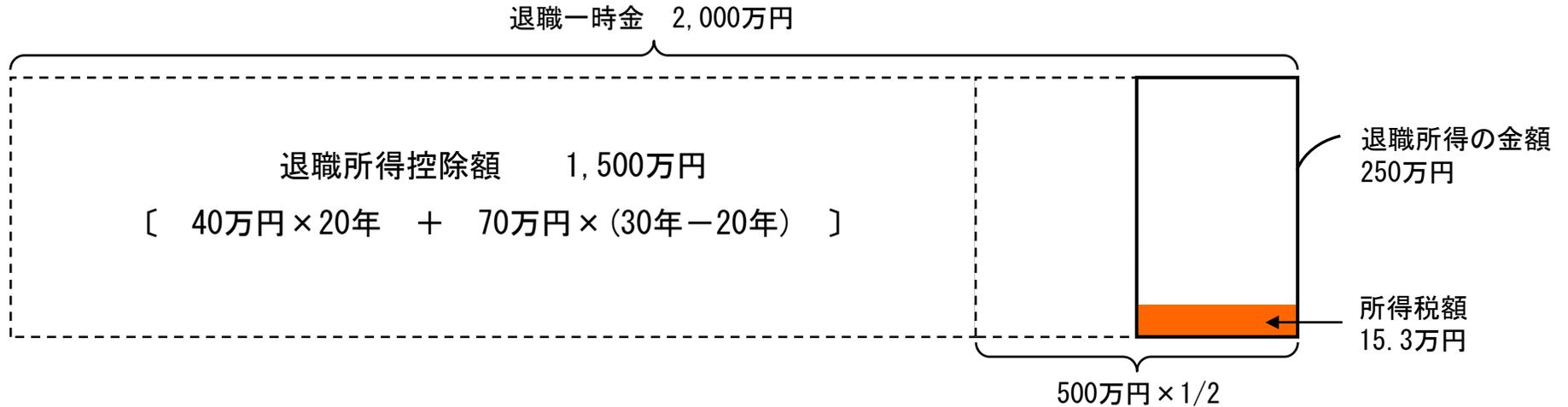
勤続年数20年まで	1年につき40万円
勤続年数20年超	1年につき70万円

(注) 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない。

・ 退職所得の金額 × 税率 = 所得税額

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

(例) 勤続年数30年の場合



個人所得課税の見直し (個人住民税関係)

個人住民税における税負担の調整

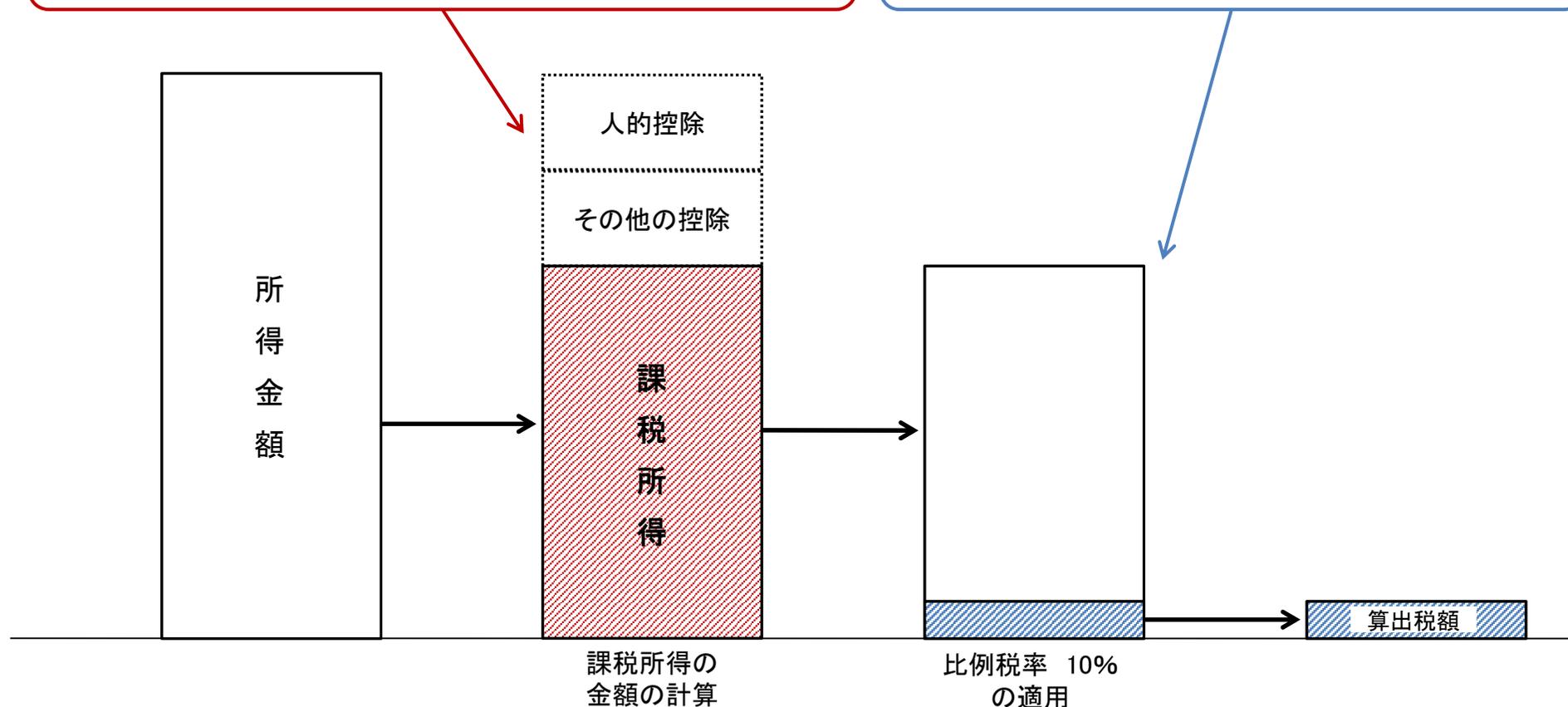
◎個人住民税の税負担の調整は、主に「控除のあり方」によって実現。

◎「課税所得」を担税力の指標として位置付け、その計算の過程で、家族構成や収入等の納税者が置かれた事情の斟酌やその他の政策的な配慮を行うために各種の所得控除を適用。

⇒ 同じ「課税所得」を有する者に同じ税負担を求めるという考え方（どのような者に同じ税負担を求めるのかわかりやすい）。

◎所得控除の適用により、課税最低限が画されることとなり、一定の所得金額までは負担を求めないという役割。

◎「課税所得」に対して比例税率（標準税率：10%）を適用。



人的控除の種類及び概要

○ 個人住民税の人的控除については、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得税の控除と同様の体系としながら、その金額は所得税よりも低く設定。

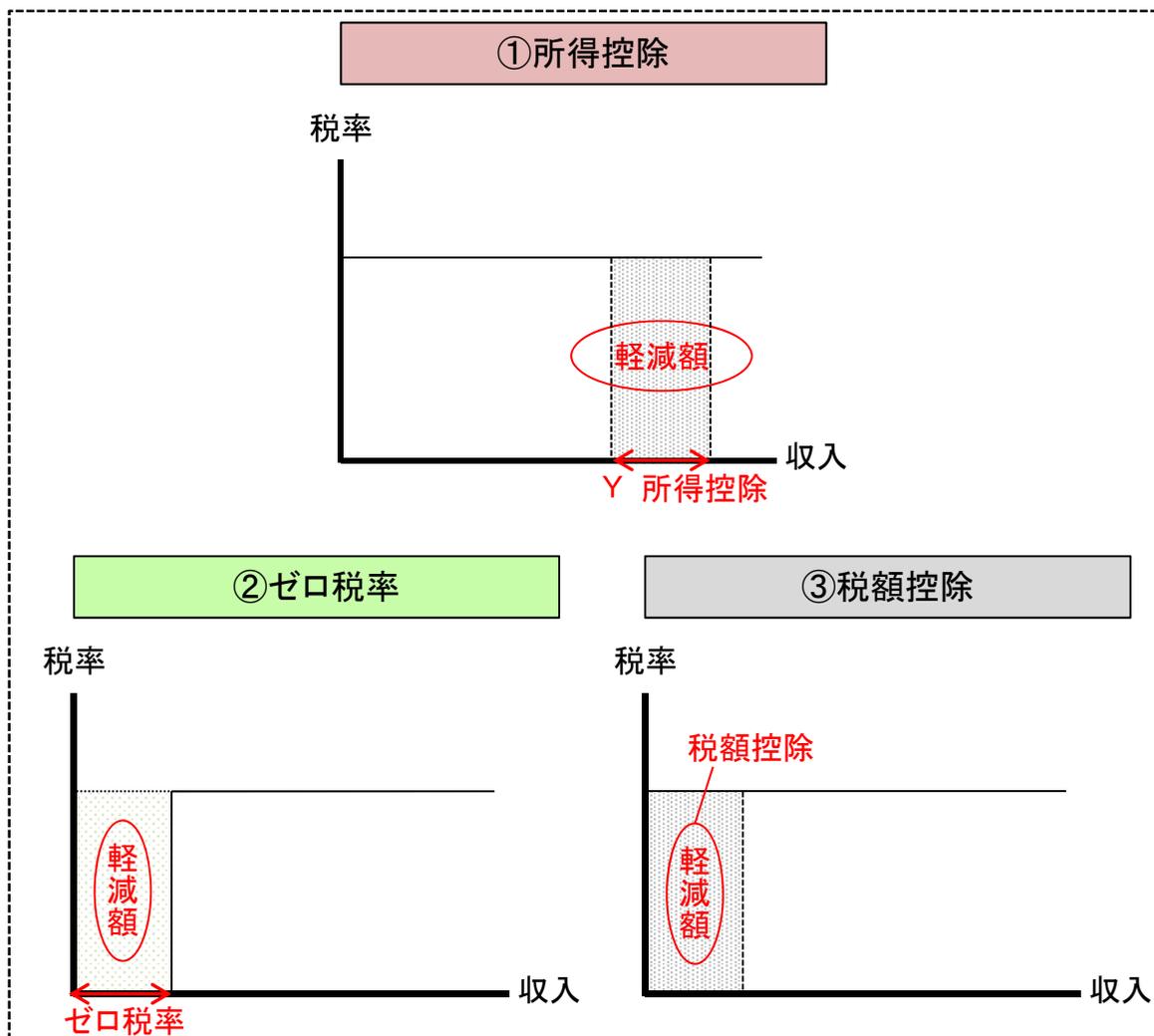
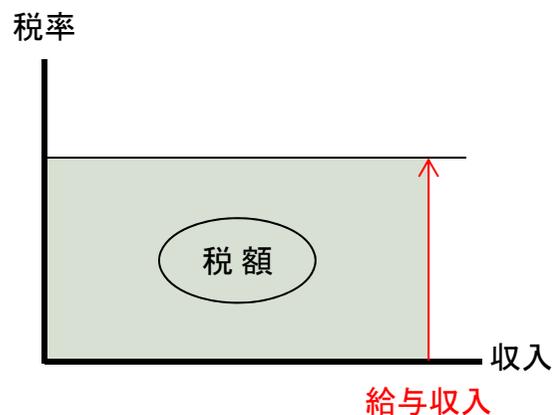
	創設年 (個人住民税)	対象者	控除額		本人の所得要件	
			住民税	所得税		
基礎的	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	33万円	38万円	—
	配偶者控除	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者			
	一般の控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	【最高】33万円	【最高】38万円	【年間所得1,000万円以下(900万円から控除額が逡減)】
	老人控除対象配偶者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	【最高】38万円	【最高】48万円	
人的	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円を超え76万円未満【38万円を超え123万円以下】である配偶者を有する者	最高33万円	最高38万円	年間所得1,000万円以下 【年間所得1,000万円以下(900万円から控除額が逡減)】
	扶養控除	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者			
	一般の扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	33万円	38万円	—
	特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	45万円	63万円	—
	老人扶養親族 (同居老親等加算)	昭和48年度 (1973年度) 昭和55年度 (1980年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者 ・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	38万円 +7万円	48万円 +10万円	—
特別な	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・障害者である者 ・障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	26万円	27万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・特別障害者である者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	30万円	40万円	—
	(同居特別障害者控除)	平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	53万円	75万円	—
人的	寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	26万円	27万円	①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+4万円	+8万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除	昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	26万円	27万円	年間所得500万円以下
	勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	年間所得65万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

(注)【 】は平成29年度改正(平成31年度分以後の個人住民税について適用)。

所得課税（比例税率）における負担調整制度の効果（イメージ）

- 我が国における個人住民税は比例税率となっており、この比例税率における所得課税の場合は、負担調整効果の観点から見れば、①所得控除、②ゼロ税率、③税額控除については、いずれも同じ効果となる。

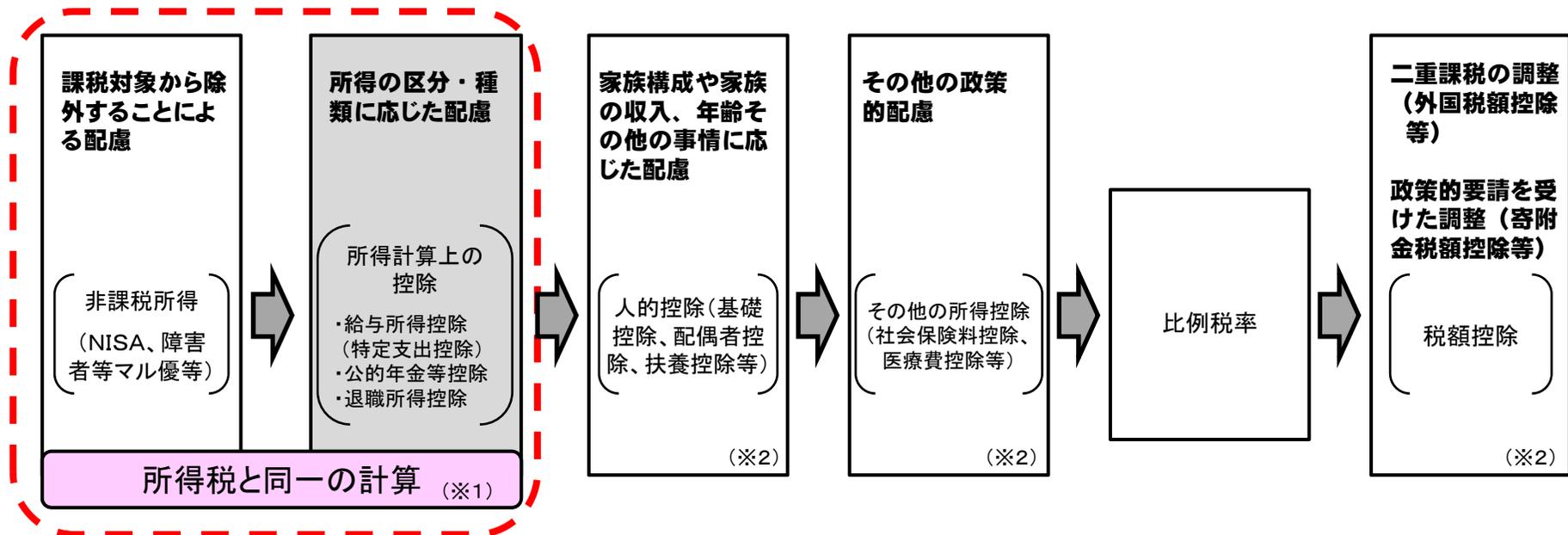
給与収入の額に税率をそのまま適用した場合



個人住民税の所得計算の方法

- 個人住民税の課税標準は、所得税の計算の例によって算定することとされており、地方税法上特段の規定を置かない限り、給与所得控除・公的年金等控除等の所得計算上の控除等は、所得税と同一。
- このため、所得税と同様、働き方や収入の稼得形態によって所得計算の方法が異なっている。

<個人住民税所得割の計算の仕組み>

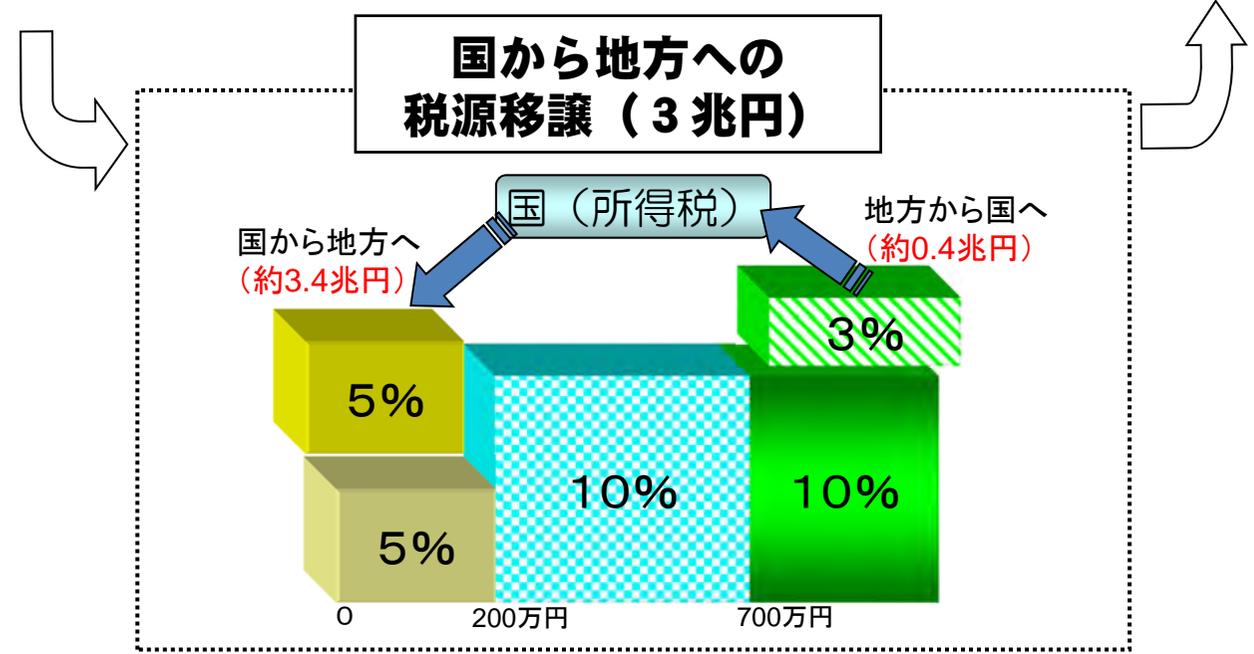
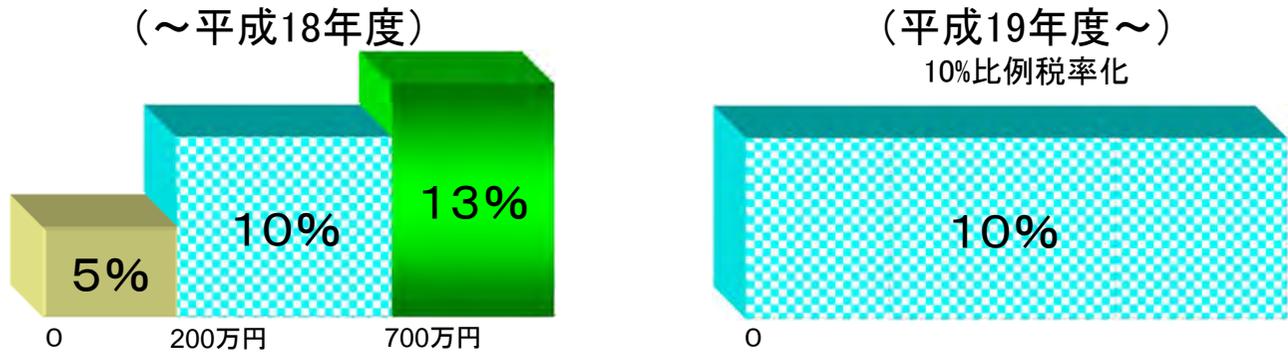


(※1) 個人住民税の課税標準は、所得税の計算の例によって算定。

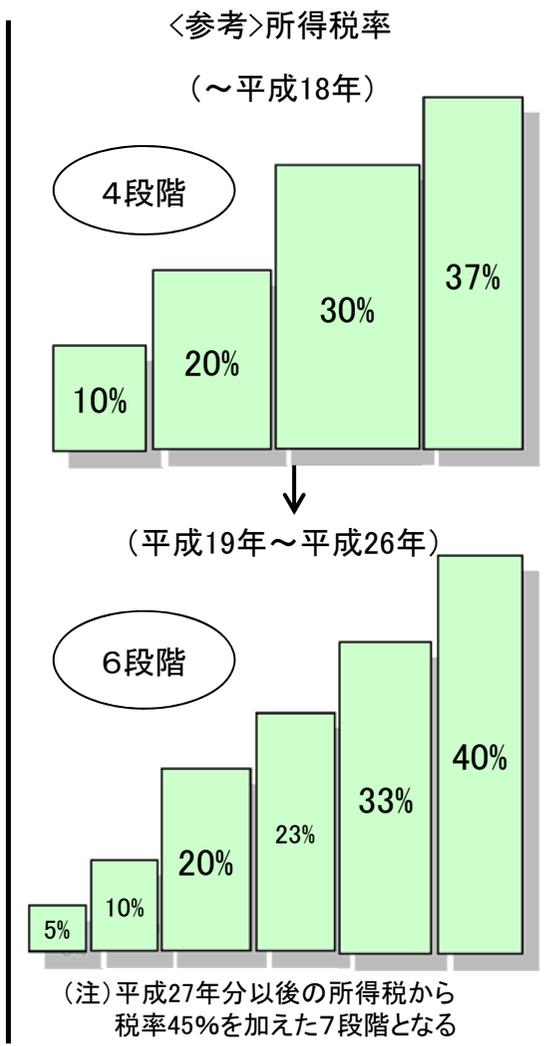
(※2) 個人住民税の人的控除(所得控除)は、所得税の人的控除(所得控除)の範囲内(低めに控除額が設定)とされており、また、政策的な所得控除及び税額控除は、所得税と比較して限定的。(地域社会の会費的性格をより明確化する観点)

税源移譲時の個人住民税の税率構造の見直し

○ 個人住民税については、応益性や偏在度縮小の観点から、所得割の税率をフラット化

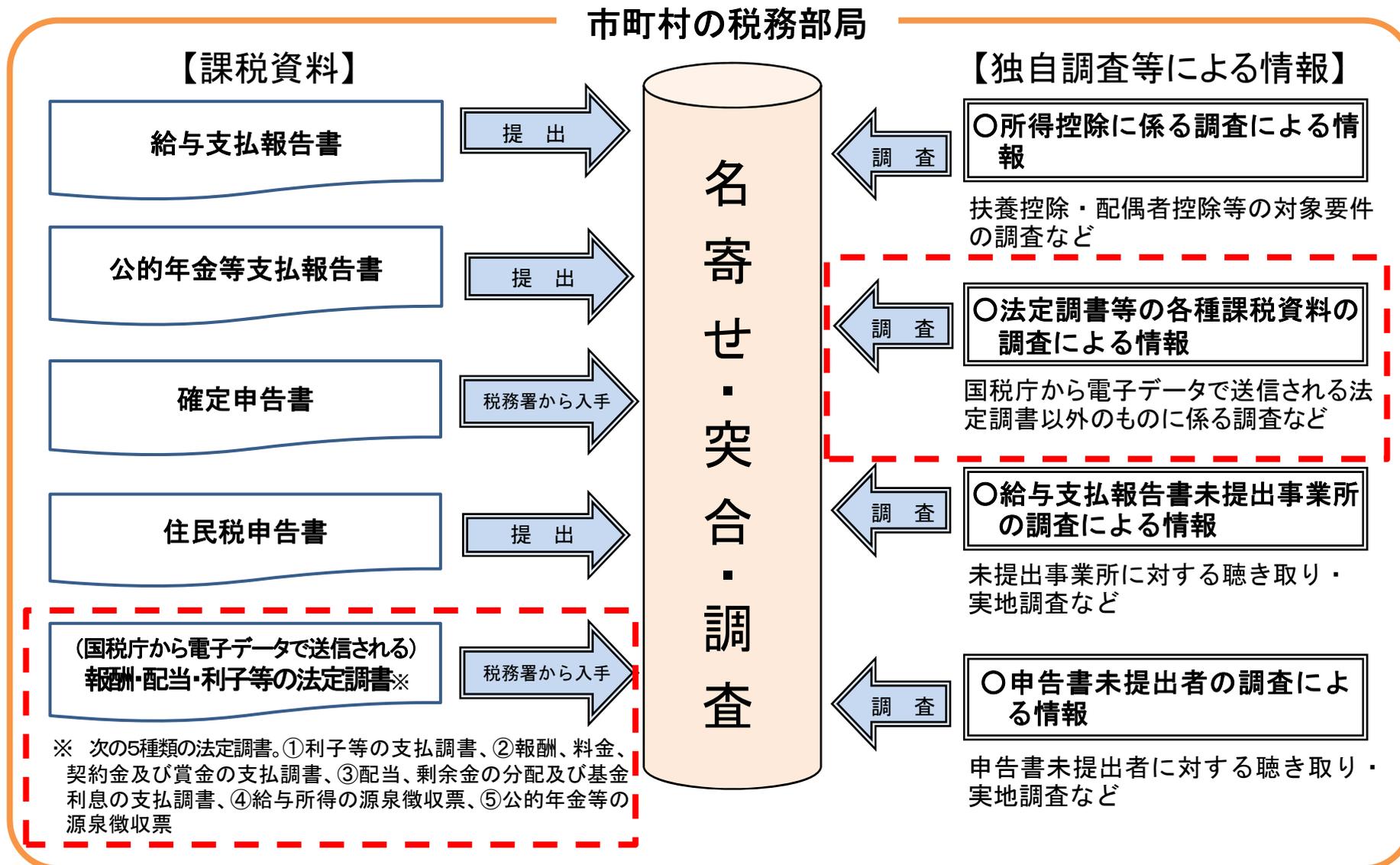


- 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%



市町村の税務部局による所得情報の収集

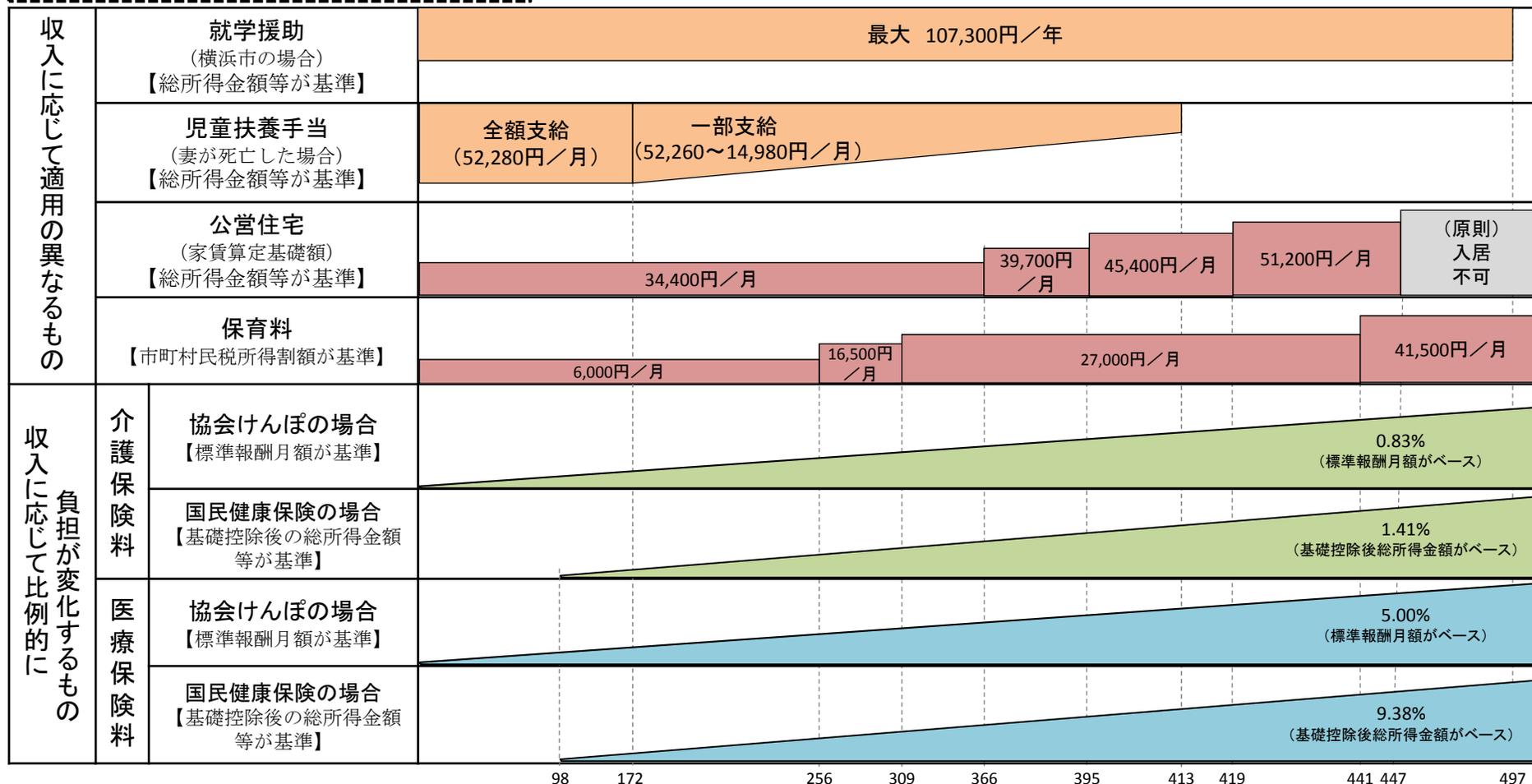
- 報酬・配当・利子等の法定調書については、eLTAXを通じて、国税庁から市町村へデータ送信され、市町村の課税事務に活用。
- 市町村と税務署の間で、新たに捕捉した所得情報等については相互に情報交換。



所得情報（税情報）を活用している社会保障制度等（1/2）

- 社会保障制度等には収入等に応じて負担が変化するものがあり、これらの制度を運用する地方団体等は個人住民税のわからない者であっても収入等を把握する必要がある。
- 負担額の判断基準として市町村民税所得割額を用いているもの（保育料）や、個人住民税の基礎控除後の総所得金額等を用いているもの（介護保険料や医療保険料）等がある。

給与所得者のケースのイメージ

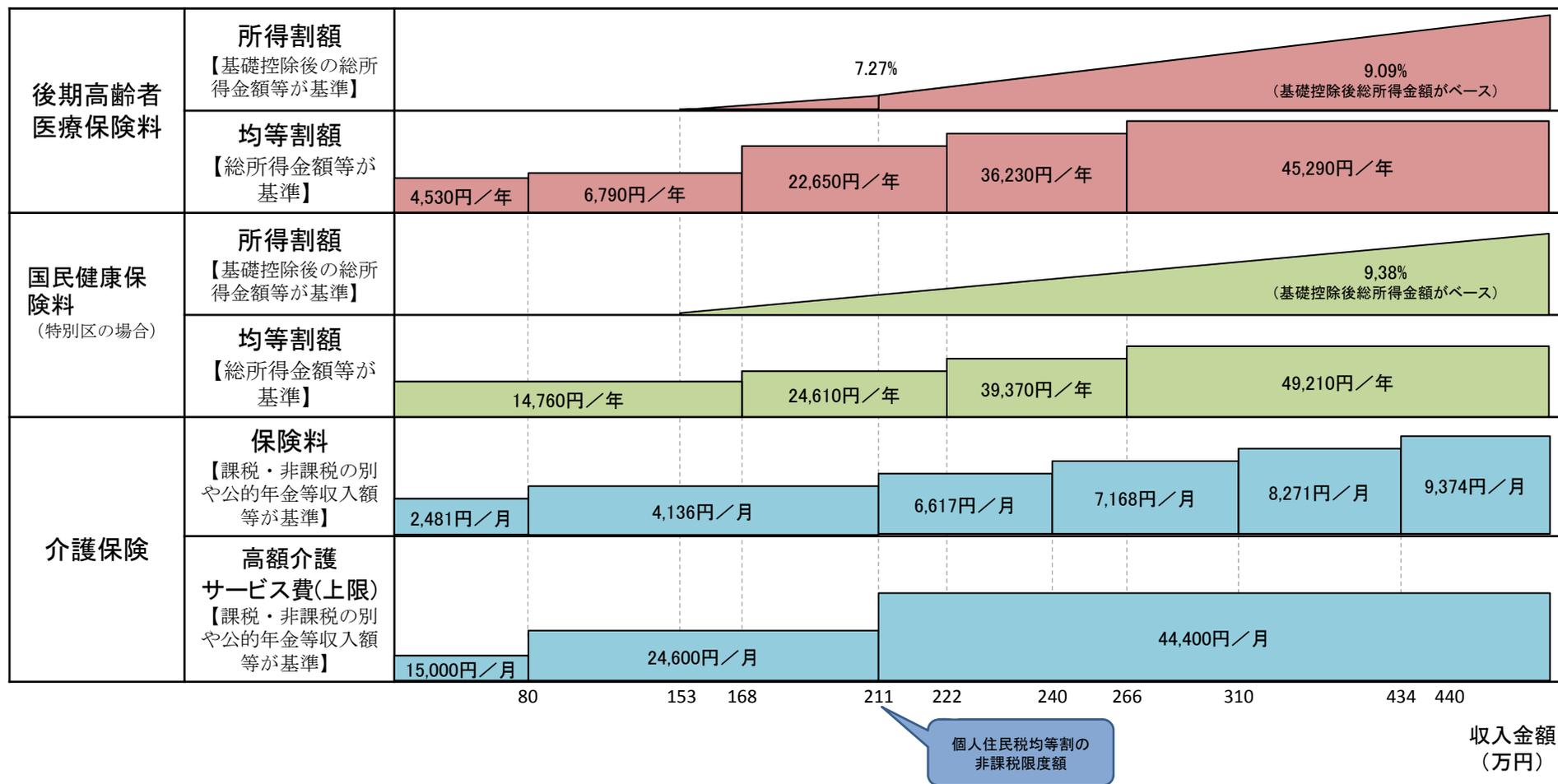


(注1) 平成29年10月時点ベースで作成。給与所得者 夫45歳(給与所得のみ)、妻45歳(収入なし)、子6歳(小学校1年生)、子4歳(保育所)のケース。
 (注2) 保育料については、妻が就労しており、年収103万円以下の場合。また、生活保護世帯の場合は0円となる。
 (注3) 国民健康保険は特別区の平均。「介護保険料」には介護分、「医療保険料」には医療分(基礎分及び後期高齢者支援金分)の保険料(所得割)を計上。
 このほか保険料(均等割)(介護分:15,520円/年, 医療分:49,210円/年)があり、低所得者対策として均等割を7/10、5/10、2/10とする3段階の軽減措置がある。

収入金額
(万円)

所得情報（税情報）を活用している社会保障制度等（2/2）

公的年金等受給者のケースのイメージ



(注1) 平成29年10月時点ベースで作成。夫70歳以上(年金収入のみ)、妻70歳以上(年金収入80万円)、子なしのケース。図表の収入金額は夫の年金収入を示す。
 (注2) 後期高齢者医療保険料は、夫婦ともに75歳以上の場合。

※ この他、高齢者における医療費の自己負担割合(国民健康保険、後期高齢者医療)については、個人住民税の各所得控除後の所得金額を利用している。